

令和6年度カーボンニュートラル推進分科会運営業務委託 仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和6年度カーボンニュートラル推進分科会運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日（月）まで

3 目的

埼玉県（以下「県」という。）では、地球温暖化の影響の深刻化や国内外の情勢の変化を受け、地球温暖化対策を更に推進していくため、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改正し、2050年の将来像としてカーボンニュートラルの実現を掲げるとともに、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減に引き上げたところである。

とりわけ、産業・業務部門においては県内企業の大半を占める中小企業でのCO₂削減の取組は大変重要な課題である。

そこで、県内中小企業等のカーボンニュートラルに向けた主体的な取組と環境投資を促進するため、埼玉県SDGs官民連携プラットフォームに新たにカーボンニュートラル推進分科会を設置し次の事業を進めることとし、これらの事業を円滑に運営するため、運営業務を委託する。

①継続的な情報提供

関係者によるセミナー等を通じた脱炭素経営の動向や最新ソリューションの共有

②環境投資の取組促進

交流会による企業間の情報交換、設備業者等とのマッチング支援

③中長期的なCN実現への取組支援

CN実行計画策定の支援（計画策定ツールの活用）

【参考：カーボンニュートラル推進分科会の概要】

- 1 埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム（事務局：県企画財政部計画調整課、以下「プラットフォーム」という。）は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け、多様なステークホルダーの積極的な参画及び連携を推進することにより、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉県」を実現することを目的として、SDGsに関するシンポジウム・セミナー等の開催、SDGs関連イベントの広報・発信、参加団体の情報共有及び交流等の事業を行っている。令和6年3月現在、1,600を超える企業・団体等が入会。
- 2 プラットフォームには、特定の分野におけるテーマを会員間で検討する「分科会」を設置することができるとされており、令和6年度に、県内中小企業等のカーボンニュートラル推進をテーマとした分科会を設置する予定である。
- 4 令和6年度予算 カーボンニュートラル支援体制構築費 3,013,000円

4 委託業務の内容

(1) セミナー&交流会の開催・運営

カーボンニュートラルの動向や最新ソリューションを共有するため、セミナー&交流会を3回行う。

受託者はセミナー&交流会の企画・運営を主体的に行う。実施に当たっては次の点に留意する。

ア 参加者各回100名以上の規模で、表1の内容を盛り込み、効果的な情報発信、情報共有、参加者の交流の機会となるよう、企画し、実施する。

表1 1回のセミナー&交流会に盛り込む内容とその回数

内容	回数
基調講演	1回
事例発表	1回(3社程度)
交流会(展示ブース)	1回(5社程度)

イ 日時、内容は、県と協議の上決定する。

ウ 実施方法に応じ、会場の確保等を行い、費用は受託者の負担とする。

エ 基調講演のテーマは、3回シリーズで一体感があり、中小企業等の脱炭素経営、省エネ・再エネなど経営者の意識改革や社内人材育成に資するものとし、事例発表する企業は、基調講演の内容との親和性を考慮した上で決定すること。また、交流会は、参加者相互のマッチングが促進されるよう工夫すること。

オ 受託者は参加者の募集を主体的に行う。募集に当たっては広報用のチラシを作成し、費用は受託者の負担とする。募集の方法について県と協議し、県は、県ホームページでの募集告知等、募集に協力する。

カ 資料、参加者アンケート等の配布物は、できる限りペーパーレスとし、県と調整の上、受託者が作成、配布する。

キ セミナー&交流会当日の会場設営、受付、進行、アンケートの実施、写真撮影等必要な業務を行う。

ク セミナー&交流会終了後、2週間以内に、実施報告書を電子データで提出する。

ケ 実施報告書には、実施概要のほか、アンケート結果、当日の資料、参加者一覧及び記録写真を添付する。

(2) 分科会の開催補助

カーボンニュートラル推進分科会を年6回程度開催するので、受託者は、開催補助を行う。

ア 分科会の日時、内容は、県が決定する。受託者は、(1)セミナー&交流会を含め、カーボンニュートラル推進につながるための年間事業計画案を作成し、分科会の内容や進め方について企画提案すること。

イ 分科会の参加者は、一般企業その他、経済・業界団体、エネルギー供給業者、設備業者、金融機関等とし、参加者の調整、出欠確認、会議の招集は県が行う。

ウ 分科会開催に向け、カーボンニュートラルに関する優良事例、最新情報など必要な

- 資料提供・作成等を行う。分科会にカーボンニュートラルや中小企業支援の知見を有する専門家を出席させ、適宜説明、助言を行う。（各回1名以上）
- エ 分科会終了後、速やかに会議録を作成し、電子データで提出する。また、すべての分科会終了後、活動報告資料を取りまとめ、同様に提出すること。

（3）県による情報発信への協力

県が行う情報発信に協力するとともに、事例の発信のために独自に行うことがあれば提案すること。

- ・セミナーにおける事例発表など、県ホームページコンテンツ作成に係るデータ作成等の協力
 - ・分科会会員やその他関連企業へ周知協力
 - ・受託者のネットワークや広報媒体を活用した周知協力
- その他、カーボンニュートラル推進につながるための独自の取組があれば提案すること。

（4）県との連絡調整

受託者は、県との連絡調整会議を3回実施するほか、必要に応じて打合せを行う。

5 留意事項

- （1）受託者は本業務の履行に当たり、県と連携を密にしなければならない。
- （2）受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- （3）受託者は、業務を第三者に再委託する場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。
- （4）受託者及び本委託業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本委託業務終了後も同様とする。
- （5）受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- （6）受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （7）受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- （8）受託者は、本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）について、本委託業務開始時に県に報告する。
- （9）再生紙（グリーン購入法適合製品であり総合評価値80以上）の印刷用紙の使用に努める等、埼玉県グリーン調達推進方針を踏まえ、業務を実施する。
- （10）受託者は、本委託業務終了後、引継ぎを適切に行うとともに、県にデータを提供する。
- （11）本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合には、その都度、遅滞なく県と受託者双方が協議して、決定する。

6 委託料の支払い

- (1) 本業務に関する委託料の支払は、検査完了後の精算払いとする。
- (2) 本業務終了後、委託業務の実施により発生した収入がある場合など、返納すべき額があるときは、指定された期日までにその額を県に返納するものとする。